

糸島市補助金設計書

所管課 農地政策課

補助金名称	鳥獣被害防止総合対策事業補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	【内規】糸島イノシシ被害防止対策事業運用内規

【長期総合計画体系】

基本目標5_ブランド糸島で活気あふれるまちづくり

政策1_農林水産業の振興

施策①_農林水産業の活性化

1 補助の目的

糸島市内において、農作物に被害を与えるイノシシ、アナグマ等の侵入を防ぐため侵入防護柵を設置する。農作物の被害を防止することにより、農業者の生産意欲の高揚と経営の安定化を図ることを目的とする。

2 成果指標

指標① イノシシ、アナグマによる農産物の被害額(年間)

目標値① 23,000 (単位) 千円

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

国庫補助事業を活用しイノシシ侵入防止柵(金網柵、電気柵)を購入する事業。協議会が取りまとめて国庫補助事業の申請を行い、購入した侵入防止柵を設置申請農業者へ配布し、農業者が侵入防止柵を設置する。

【補助対象者】

糸島市鳥獣害防止対策協議会

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

イノシシ侵入防止柵(金網柵、電気柵)を購入する費用のうち、交付金額を超えた額。

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 % 又は 3 分の 1

【補助限度額】 1,200,000 円

【積算根拠ほか】

侵入防止柵購入額が交付金額より高い場合は、農業者に負担金が発生する。交付金額を超えた額を市費補助金の補助対象経費とする。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで